

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年七月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年七月十八日

埼玉県川越県土整備事務所長 大 島 利 彦

<p>路 線 名</p>	<p>二百五十四号</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>入間郡三芳町大字藤久保字西九五〇番一 地先から同郡同町大字藤久保字西九四九番 四地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十九年七月十八日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十年八月十五日埼玉県川 越県土整備事務所長告示第五十 七号で告示した道路区域の一部供 用開始である。 延長三五・二〇メートル</p>